

港湾施設
撮影 使用規則

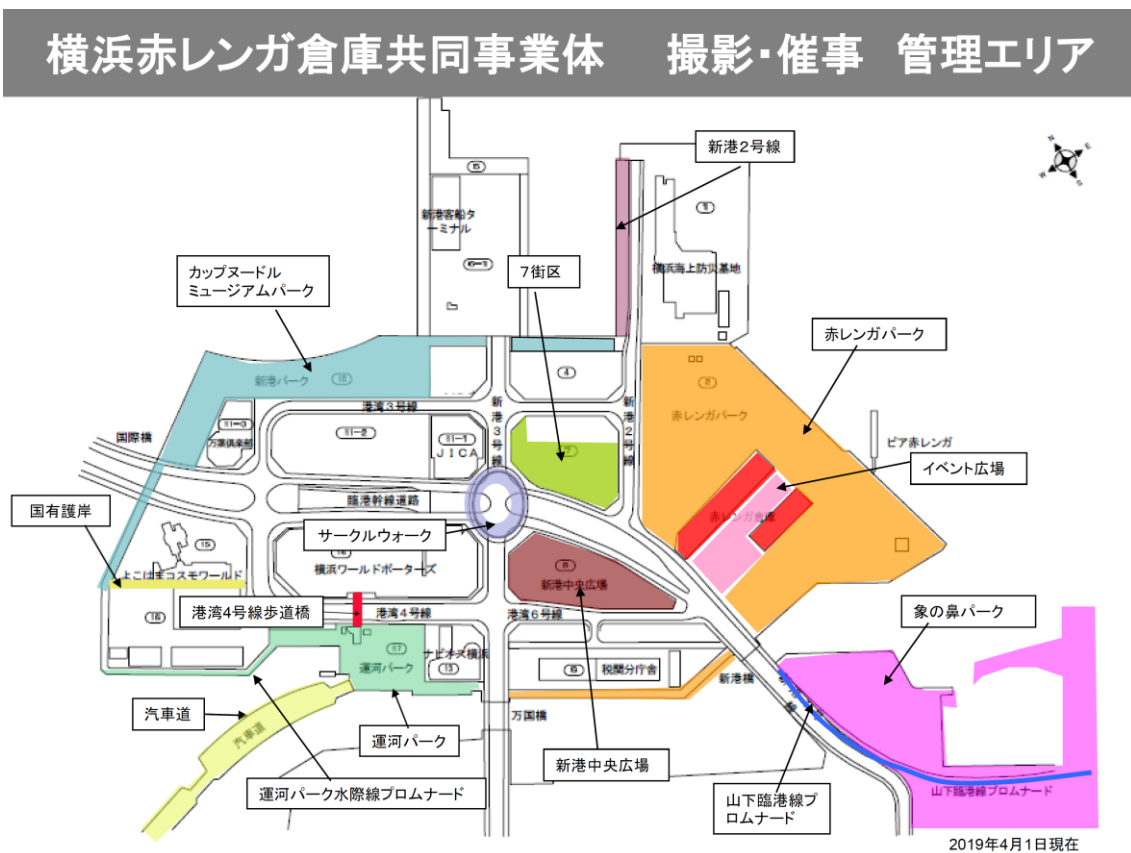
横浜赤レンガ倉庫共同事業体

赤レンガパーク、カップヌードルミュージアムパーク、自動車道、運河パーク（プロムナード含む）
 新港中央広場、象の鼻パーク、山下臨港線プロムナード、新港地区7街区、新港2号線・新港5号岸壁
 サークルウォーク、港湾4号線歩道橋、国有護岸の撮影について

1. 主旨

赤レンガパーク、カップヌードルミュージアムパーク、自動車道、運河パーク（プロムナード含む）、
 新港中央広場、象の鼻パーク、山下臨港線プロムナード、新港地区7街区、新港2号線・新港5号岸壁、
 サークルウォーク、港湾4号線歩道橋、国有護岸は、安全快適かつ自由に行動できる通路ならびに憩い
 くつろぎの場として利用するとともに、周辺商業施設と一体的に賑わいの場を演出する空間として利用
 することを原則としています。撮影実施の際は充分ご理解の上、行っていただきますようお願い致しま
 す。

2. 撮影許可エリア



※象の鼻パークにあります象の鼻テラス内は撮影が出来ませんので予めご了承ください。

※赤レンガパークの一部エリアでは撮影ができません。下記図面をご確認ください。

※2号館裏荷捌きエリアは、早朝～10：00までは撮影ができませんのでご了承ください。

※イベント広場については、別途「横浜赤レンガ倉庫 撮影使用規則」をご参照ください。



3. 使用可能日

原則、土日祝を除く平日

※混雑が予想される繁忙期の場合、平日でも使用できない場合があります。

※土日祝の使用については、ご相談ください。

4. 使用可能時間

原則 7：00～20：00

※上記時間外については、ご相談ください。

5. 受付手続きに関して

①受付期限

撮影予定日の10日前までが目安。10日を切っている場合には、お断りする可能性もあります。

②受付時間

10：00～18：00（平日のみ）

※当事業体の所在地、お問い合わせ先については「20. 連絡・問い合わせ先」をご参照ください。

6. お申し込み手続きと申請・承認に関して

- ①まずはお電話にてお問合せください。
- ②企画書をFAX、メール等でご送付ください。
- ③企画書受領後に担当者より折り返しご連絡致します。
※企画内容によってはご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。
- ④必要に応じて、ロケハン・お打ち合わせを行います。
- ⑤撮影予定日の7日前15時までに行為許可申請書をご提出ください。
- ⑥撮影内容が把握できるシナリオ、絵コンテ、平面図等をご提出ください。
- ⑦行為許可申請書・企画書等を基に横浜市にて審査を行います。
- ⑧横浜市承認後、当事業体に事前にご予約の上、お越し頂き使用料をお支払ください。
※振込み手続きはできません。また、使用料の返還はできません。
※申請書提出後、撮影日時・場所等の変更はできません。
※申請書提出後、使用料が発生致します。万が一キャンセルになった際も使用料をお支払頂きます。

7. 注意事項

- ①原則同じ時間帯、同じ場所での複数の撮影依頼はお受けしませんが、先約の了承を得られ、当方の判断により了承された場合に限り、撮影を許可する場合があります。その場合、先に決定した撮影を優先させていただき、後に決定した撮影は空スペースをご利用いただくこととなります。あらかじめご了承ください。
- ②当事業体は、備品等を用意していませんので、すべて持ち込みとなります。
- ③事前に許可された場所以外の撮影はできません。
- ④公園利用者の通行の妨げとなる行為をしないでください。
- ⑤撮影中の観客や通行者等の整理及び安全管理は申請者の責任で行ってください。
- ⑥建物・設備・器具等への貼り紙・釘打ち等、原状回復を困難にする行為はできません。
- ⑦火気や危険物を使用しないでください。直火は不可となります。
- ⑧施設、器物等を損傷しないよう万全の注意を払ってください。施設を毀損、汚損した場合は、修理清掃等の原状復旧をお願い致します。
- ⑨ゴミはお持ち帰りください。
- ⑩予告なく、植栽作業・工事他等が行われている場合もありますので予めご了承ください。
- ⑪音の出る撮影は当施設店舗・周辺施設・住民等からのクレームが出ないようにしてください。(音量により撮影できない場合があります。)
- ⑫管理エリア外の土地使用を含む撮影の場合、周辺公道の道路使用許可を警察より取得してください。
- ⑬当施設管理者・警備員の指示があった場合、それに従ってください。
- ⑭緑地内の照明・音響・工事・その他作業については原則調整することができません。
- ⑮近隣の商業施設や建物が写りこむ場合、必要に応じて各施設に了解を得てください。

- ⑩撮影中におけるスタッフや機材その他についての損害は、いかなる事由でも、全て申請者の責任において処理解決してください。
- ⑪法令及び横浜市港湾施設条例等を遵守してください。
- ⑫その他、上記以外の事態が発生した場合、誠意をもって処理解決してください。

8. 使用制限

- ①水着等の露出が多い服装や特殊な服装は撮影できません。
- ②撮影時カメラマンが車両（カート等含む）に乗車した状態での撮影はできません。（新港2号線は除く）
- ③横浜港や横浜赤レンガ倉庫、その他周辺施設のイメージを損なう内容については、撮影できません。
- ④スケートボードを使用した撮影はできません。ペットと自転車の撮影はご相談ください。
- ⑤象の鼻テラス内の撮影はできません。外観は撮影可能ですが予め象の鼻テラスとの調整が必要であり、催事内容によっては撮影できない場合があります。

9. その他撮影内容に関して

①車輛・バイク撮影に関して

新港地区7街区、新港2号線のみ、車両の走行シーンの撮影が可能です。

赤レンガパーク、象の鼻パークは、車両の留置きシーンの撮影が可能です。

改造車（違法車）の撮影はできません。また、通常は一般のお客様が車（バイク）で入れない場所の為、お客様に誤解を与えてしまうようなシーン（駐輪場、ドライブ）は撮影できません。

②合成写真に関して

背景等として撮影を実施する場合は、事前に完成予定となるコンテ等を確認し、施設・敷地のイメージが損なわれないか、お客様に誤解を与えないか等の確認をさせていただきます。

③設置物に関して

一般のお客様の通行を妨げるような設置物（レール、イントレや大規模な照明、美術品等）は事前に相談し、使用許可を受けてください。設置場所等により使用を制限する場合があります。また、敷石等への影響が出ないように、養生をしてください。

④大規模な撮影に関して

自動車道、山下臨港線プロムナード、サークルウォーク等、道幅の狭いエリアではレール・イントレ・クレーン等を使用しての撮影や、大人数（約15名以上）での撮影はできません。

人数が多い、機材が多い・大きい、時間が長い等の理由により、撮影をイベントとしてお受けする場合があります。その場合は別途イベント担当者でご調整いただき、イベント申請（料金）となりますので、ご了承ください。

⑤ロケバス・機材車・タレント車両等に関して

象の鼻パーク、赤レンガパークには関係者用駐車場がございますので、ご希望の場合は、事前にご相談ください。その他のエリアには、当方の管理する駐車スペースはございません。別途手配してください。路上駐車や無許可での駐車は絶対にお止めください。

10. 不承認について

以下の項目に該当する場合は、不承認となりますのでご了承ください。また、承認済み及び使用中でも中止させていただく場合があります。それによって生じた損害の賠償は致しません。

- ①撮影により、使用場所及びその周辺に混乱または危険が生じると当施設管理者が判断した場合。
- ②公の秩序・風俗を乱す恐れがあると判断した場合。
- ③「撮影許可申請書」の記載と異なる行為があった場合。
- ④使用規則及び当施設管理者の注意に従わない場合。
- ⑤使用の権利を他に転貸・譲渡した場合。
- ⑥関係諸官庁から中止命令が出た場合。
- ⑦施設の維持及び運営上、支障があると認める行為があった場合。
- ⑧行政により警戒宣言が発令された場合。
- ⑨上記に掲げるもののほか、その利用を不相当と認めるとき。

11. 承認から終了まで

- ①撮影当日は当事業体事務所にて受付を済ませ、必ず撮影用腕章をお受け取り後、撮影を始めてください。撮影用腕章は終了当事業体事務所へご返却ください。
- ②当施設管理者の立会いのもと、撮影を開始してください。
- ③撮影終了後、完成した雑誌・VTR（ビデオ・DVD）等は当事業体までお送りください。
- ④撮影許可書は、撮影終了まで保管してください。

12. 使用料金

- ①動画 1時間までごとに 30,000円
- ②静止画 1日 30,000円

※使用時間には、準備・設営・リハーサル・撤去等の時間も含まれます。

13. 動画撮影に関して

- ①許可された撮影時間以外の撮影は原則認められないため、申請時間は余裕をもって設定してください。尚、撮影時間とは、撮影を行うための準備行為から撮影を終えて撤去が終わる時間までの時間を指します。
- ②当日の撮影状況で撮影時間が短くなった場合も使用料は返還できません。
- ③撮影当日にやむを得ず延長を希望する場合は、下記条件を満たしていれば1回に限り、延長を認めさ

させていただきます。条件・手続きの流れは以下のとおりとします。

条件

- ・「行為許可申請書」の「使用日時」欄に「延長が必要となった場合は、事前に賑わい振興課長へ確認を行うこととします。」と記載しており、許可書に、「やむを得ず延長が必要となった場合は、許可を得ている終了時刻の1時間前までに赤レンガ倉庫共同事業体へ申し出るとともに、延長時間について港湾局賑わい振興課長へ確認した後に、延長時間分の使用料を事前に納付すること。」と記載がある。
- ・申請時間の変更（延長等）を希望する時間の施設に空きがある。
- ・当事業体立会いスタッフの立会いスケジュールが調整可能である。

手続きの流れ

1. 撮影当日にやむを得ず延長が必要となった場合、申請者は使用時間の1時間前までに横浜赤レンガ倉庫共同事業体へ申し出ください。
 2. 「延長希望申出書」をご提出頂きましたら、赤レンガ倉庫共同事業体が希望時間に施設の空きがあるかを確認させていただきます。
 3. 申請者は港湾局賑わい振興課長へ「延長希望申出書」に記載した時間をお伝えください。
 4. 港湾局賑わい振興課が口頭にて事前に延長分の使用料を納付することを条件に延長を認めさせていただきます。
 6. 口頭承認後、赤レンガ倉庫共同事業体へ延長分の使用料を納付してください。
※既に当初の撮影時間を過ぎていた場合は、一度中断し、上記手続きが完了するまで撮影を中断させていただきます。
- ④許可なく時間を延長して撮影を行った場合には今後の使用許可を見合わせる場合がございます。

14. 使用解約

- ①申込の取消を行なう場合、前納いただいた使用料は返還致しません。
- ②事前にご連絡がなく、撮影を行わない場合も使用料は返還致しません。
- ③強風・雨天のため、撮影不能となった場合は、申請日の翌日以降の空きのある日程で振替が可能となります。（1回まで）
※天候予備日を事前に設定する場合は申請をしてください。（使用料が発生いたします。）
※申請者の責によらない天変地異や不測の事故・災害で使用場所の使用が不可能となった場合、使用料は全額返還致しますが、それによって生じた損害の賠償は致しません。その他の場合、お支払頂いた使用料は返還致しません。

15. 承認の取り消し

以下の項目に該当する場合は、承認を取り消します。場合により、お支払いただいた使用料等は、「13. 使用解約」に基づいて返還しますが、それによって生じた損害の賠償は致しません。

- ①撮影により、使用場所及びその周辺に混乱または危険が生じると当施設管理者が判断した場合。

- ②公の秩序・風俗を乱す恐れがあると判断した場合。
- ③「撮影許可申請書」の記載と異なる行為があった場合。
- ④使用規則及び当施設管理者の注意・指導に従わない場合。
- ⑤使用の権利を他に転貸・譲渡した場合。
- ⑥関係諸官庁から中止命令が出た場合。
- ⑦施設の維持及び運営上、支障があると認める行為があった場合。
- ⑧行政により警戒宣言が発令された場合。
- ⑨上記に掲げるもののほか、その利用を不相当と認めるとき。

※象の鼻パークに関して、象の鼻テラスの運営上、支障があると認められた場合は承認を取り消させていただきます場合があります。

16. 関係諸官庁への届出

事前の打合わせと併せて、申請者は期日までに関係諸官庁へ必要な届出を行ってください。なお、上記届け出書類は予め拝見致しますので、コピーを各1部ご提出ください。万一、届出不備のため撮影不能となった場合でも当方ではその責任は負いません。この場合も、使用料の返還は致しません。

◆催物開催届・禁止行為解除申請書等

横浜中消防署 045-215-0119

◆音楽著作権使用許可書

日本音楽著作権協会 横浜支部 045-662-6551

◆必要と思われる場合

神奈川県警水上警察署 045-212-0110

横浜中保健所 045-224-8337

横浜中税務署 045-651-1321

17. 使用時の注意事項

使用に際して下記事項を必ずお守りください。

- ①一般のお客様等の安全・快適かつ自由な通行を阻害しないように留意してください。
- ②看板・ポスター・チラシ等の掲示及び配布は、予め当事業体の承認を必要とし、所定の場所以外への掲示及び配布堅くお断りします。また、終了後速やかに撤去してください。
- ③施設の使用（搬出入時も含む）の人的・物的損害に対する賠償責任は、申請者の負担となります。また、使用中の観客の整理及び安全管理は申請者の責任で行ってください。
- ④建物・設備・器具・備品等への糊付け、貼り紙、釘打ちなど原状回復を困難にする行為は堅くお断り致します。
- ⑤撮影中、また設営・撤去時に出たゴミ等は申請者が責任を持ってお持ち帰りください。港湾施設内のゴミ箱等に投棄する行為は堅くお断り致します。お持ち帰りいただく事が困難な場合は、専門業者等をご紹介致しますので、別途ご相談ください。

- ⑥喫煙・飲食は所定の場所をお願い致します。
- ⑦近隣施設等の迷惑となる音出しはお断り致します。また、他施設等より苦情等が出た場合は、止むを得ず中止等の対応をしていただく場合があります。
- ⑧搬入時間及び経路の制限がありますので、事前に確認の上、作業をお願い致します。
- ⑨設営（仕込み）を完了させた時点で、必ず当施設管理者のチェックを受けてください。
※当施設管理者のチェック時、設営の不備等があった場合はその場で再度調整してください。
- ⑩搬入・搬出時は通行人に危害を与えないよう、申請者の責任において警備員若しくはスタッフを配置してください。
- ⑪その他、施設運営管理上、安全が損なわれる場合は当事業体より申請者に警備員若しくはスタッフの配置を要請する場合があります。
- ⑫使用期間中、使用責任者は必ず施設内に常駐し、当事業体と相互連絡の取れる状態を保ってください。
- ⑬使用の承認を受けた方が、その権利を譲渡、または転貸することはできません。
- ⑭その他施設の利用については当事業体の指示に従ってください。
- ⑮音・光（照明等）など近隣施設等に影響が出ると当事業体が判断した場合、近隣施設への撮影実施の告知が必要になりますので、事前に撮影概要書等をご提出ください。
※電気・水道等の設備はございません。必要に応じて申請者でご用意ください。

18. 原状回復について

- ①使用終了後、また使用中止後、直ちに申請者の負担で港湾施設の原状回復を実施してください。
- ②申請者が原状回復義務を履行しないときは、当事業体がこれを代行し、その費用を申請者から徴収することができるものとします。
- ③建物・設備・備品・器具等を破損、毀損又は紛失された場合、実費を申し受けます。
- ④当事業体を実施する原状回復検査の合格をもって、使用終了と致します。

19. 禁止事項

上記に定めるほか、港湾緑地では次に掲げる行為が禁止されており、次の各号のいずれかに該当する行為を行い、又は行おうとする方に対して、行為の中止、利用の制限、原状回復又は退去を命ずる場合があります。

なお、当事業体による一時使用承認を受けた方は、当該一時使用承認に係る当事業体の条件又は指示に従い、次の①から⑨に規定する行為をすることができます。

- ①悪臭、ガス、等の危険物を発散する恐れのある物品を持ち込むこと。
- ②発火し、若しくは引火しやすいもの又は爆発のおそれのある物品を持ち込むこと。
- ③関係諸官庁への届出および受理なしに、火気を使用すること。
- ④来街者の通行の妨げとなるもの又は広告物を設置すること。
- ⑤署名、募金、アンケート調査、勧誘等を行うこと。
- ⑥土地及び物件を傷付け、若しくは汚し、又は原状を変更すること。

- ⑦許可なく食品又は物品の販売をすること。
- ⑧犬等を綱、鎖等で保持せず移動すること。
- ⑨ごみその他の廃棄物を投棄し、その他不衛生な行為をすること
- ⑩ドローン、ラジコン等の無人航空機を使用して撮影行為をすること。

20. 連絡・問い合わせ先

横浜赤レンガ倉庫共同事業体

〒231-0001

横浜市中区新港 1 丁目 1 番 1 号 横浜赤レンガ倉庫 1 号館管理室内

TEL : 045-226-1910 FAX : 045-211-1556

※本規定は 2019 年 4 月に設定されたものであり、予告なしに変更する場合がございますので予めご了承ください。